

# 草津市公報

発行日 令和2年12月15日  
 (毎月1・15日発行)  
 発行番号 第 22 号  
 発行所 草津市役所  
 草津市草津三丁目13番30号  
 電話番号(代)077-563-1234

## ◇◇◇目次◇◇◇

### ◎ 条 例

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（職員課） ..... 2  
 草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（職員課） ..... 2  
 草津市議会基本条例の一部を改正する条例（議会事務局） ..... 3

### ◎ 規 則

草津市証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課） ..... 3  
 草津市出納員規則の一部を改正する規則（会計課） ..... 4

### ◎ 告 示

草津市議会定例会の招集について（総務課） ..... 4  
 草津市私立幼稚園型認定こども園運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課） ..... 4  
 草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課） ..... 6  
 令和2年度草津市保育環境改善等事業補助金交付要綱（幼児施設課） ..... 8  
 草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱（学校政策推進課） ..... 10  
 介護保険法第78条の5第2項および草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱に基づく事業廃止の届出について（介護保険課） ..... 13  
 草津市公共交通運行維持対策補助金交付要綱（交通政策課） ..... 13  
 指定代理納付者の指定取消について（広報課） ..... 16  
 指定代理納付者の指定について（広報課） ..... 16  
 公示送達について（介護保険課） ..... 16  
 草津市財政事情の公表について（財政課） ..... 17  
 草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課） ..... 19  
 公示送達について（納税課） ..... 22

### ◎ 公 告

草津市追分町財産区財産売却に係る公募型プロポーザルについて（総務課） ..... 23  
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） ..... 28  
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） ..... 29  
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） ..... 29  
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） ..... 30  
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） ..... 30  
 農用地利用集積計画について（農林水産課） ..... 31  
 地区計画の変更案の縦覧について（都市計画課） ..... 31

◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）……………31

◎ 選挙管理委員会告示

50分の1、6分の1および3分の1の数について……………31

## 条 例

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月27日

草津市長 橋 川 涉

## 草津市条例第36号

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
(草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例(昭和45年草津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(令和2年11月27日掲示済み)

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月27日

草津市長 橋 川 涉

## 草津市条例第37号

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(草津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 草津市職員の給与に関する条例(昭和40年草津市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項各号列記以外の部分および第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 草津市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項各号列記以外の部分および第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年草津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「「100分の130」とあるのは「100分の170」」を「「100分の125」とあるのは「100分の165」」に改める。

第4条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「「100分の125」とあるのは「100分の165」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」」に改める。

(草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 草津市長および副市長の給与等に関する条例(昭和43年草津市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「「100分の130」とあるのは「100分の170」」を「「100分の125」とあるのは「100分の165」」に改める。

第6条 草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「「100分の125」とあるのは「100分の165」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」」に改める。

(草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和29年草津市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「「100分の130」とあるのは「100分の170」」を「「100分の125」とあるのは「100分の165」」に改める。

第8条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「「100分の125」とあるのは「100分の165」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」」に改める。

(草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部

改正)

第9条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例(昭和40年草津市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「「100分の130」とあるのは「100分の170」」を「「100分の125」とあるのは「100分の165」」に改める。

第10条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「「100分の125」とあるのは「100分の165」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」」に改める。

(草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部改正)

第11条 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例(令和元年草津市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、期末手当の額の算定に当たっては、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」とする。

第12条 草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条ただし書を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条および第12条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(令和2年11月27日揭示済み)

草津市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月27日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第38号

草津市議会基本条例の一部を改正する条例

草津市議会基本条例(平成26年草津市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「(反問権および反論権)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 本会議および委員会において、市長等は、議員の発言および議員または委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長または委員長の許可を得て、反論することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年11月27日揭示済み)

## 規 則

草津市証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月17日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第76号

草津市証紙条例施行規則の一部を改正する規則  
草津市証紙条例施行規則(昭和52年草津市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第2条第2項関係)



金額は、相当額を表示する。  
発券日付・発券番号は、余白に表示する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年11月17日揭示済み)

草津市出納員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第77号

草津市出納員規則の一部を改正する規則

草津市出納員規則（平成6年草津市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

まちづくり協働部生活安心課長	火葬場使用料ならびに墓地の使用料および管理料の収納
----------------	---------------------------

」を

まちづくり協働部生活安心課長	火葬場使用料ならびに墓地の使用料および管理料の収納
環境経済部環境政策課長	犬猫等死骸処理代金の収納

」に、

南草津図書館長	所管に属する資料の複写料等の収納
---------	------------------

」を

南草津図書館長	所管に属する資料の複写料等の収納
教育委員会事務局学校政策推進課長	所管に属する負担金の収納

」に

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年11月30日掲示済み)

# 告 示

草津市告示第339号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月17日

草津市長 橋川 渉

1 期 日 令和2年11月24日

2 場 所 草津市議会議場

(令和2年11月17日掲示済み)

草津市告示第340号

草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年11月18日

草津市長 橋川 渉

草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱（令和元年草津市告示第177号）の一部を次のように改正する。

別表延長保育事業費の項中

「子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成31年4月1日付け内閣総理大臣通知第249号）および滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱（令和元年7月22日付け滋賀県健康医療福祉部長通知第1604号）別表延長保育事業の項に定める補助基準額。」を

「1 特定分

子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和2年9月24日付け内閣総理大臣通知第909号）および滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱（令和2年9月14日付け滋賀県健康医療福祉部長通知第2127号）別表延長保育事業の項に定める補助基準額。

2 特例措置分

子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和2年9月24日付け内閣総理大臣通知第909

号)別表「利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(特例措置分)」の項中「3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」の項に定める新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業における補助基準額。

」に  
改め、同表備考を備考第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 事業に要する費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助事業により、その経費が交付される場合には、補助の対象としないものとする。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第4条第1項第4号関係)

所 要 額 調 書

施設名 \_\_\_\_\_

(障害児入所施設類型認定こども園教諭特別配置費)

障害児数	うち重度	区分		専任教諭氏名	延子定数 勤務日数	配置月	支出予定額 (配置月分) A	基準額 B	補助基本額 AおよびBのうち いずれか少ない額	補助金額	備考
		1:1	2:1 3:1								
保育	人		保育のみ 保育教育 教育のみ			月	円	円	円	円	
教育	人					月	円	円	円	円	

(障害児保育延長加算分)

支出予定額 A	基準額 B	補助基本額 AおよびBのうち いずれか少ない額	補助金額	支出予定額の内訳
円	円	円	円	

(延長保育事業費関係)

支出予定額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備考
円	円	円	円	円	円	

(延長保育事業費(特例措置分)関係)

支出予定額 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助基本額 CまたはDのうち いずれか少ない額E	補助金額	備考
円	円	円	円	円	円	

別記様式第8号を次のように改める。

様式第8号(第6条第2号関係)

施設名

補助金収支明細書

(障害児入所幼稚園型認定こども園教諭特別配置費)

対象児童数	専任教諭	教諭配置月	支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
人		月	円	円	円	円	円
		～					
		～					
		～					

(障害児保育延長加算分)

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額	支出済額の内訳
円	円	円	円	円	

(延長保育事業)

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

(延長保育事業(特例措置分))

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

付 則

この要綱は、令和2年11月18日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

(令和2年11月18日揭示済み)

草津市告示第341号

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年11月20日

草津市長 橋 川 渉

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱(平成28年草津市告示第27号)の一部を次のように改正する。

別表延長保育事業の項中

「子ども・子育て支援交付金交付要綱(平成31年4月1日付け内閣総理大臣通知第249号)および滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱(令和元年7月22日付け滋賀県健康医療福祉

部長通知第1604号)別表延長保育事業の項に定める補助基準額。ただし、本園と分園がある場合は、園ごとに算定した額とする。」を

1 特定分

子ども・子育て支援交付金交付要綱(令和2年9月24日付け内閣総理大臣通知第909号)および滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱(令和2年9月14日付け滋賀県健康医療福祉部長通知第2127号)別表延長保育事業の項に定める補助基準額。

2 特例措置分

子ども・子育て支援交付金交付要綱(令和2年9月24日付け内閣総理大臣通知第909号)別表利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(特例措置分)の項の3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポー

ト・センター事業)に定める新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業における補助基準額。に  
 改め、同表備考に次の1項を加える。

- 3 事業に要する費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助事業により、その経費が交付される場合には、補助の対象としないものとする。  
 別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第4条第1項第6号関係)

所要額調書 3

施設名 \_\_\_\_\_

(延長保育事業 特定分関係)									
支出予定額	寄附金	その他の収入額	差引額(A-B)	基準額	補助基本額	補助金額	備考		
A	B	C	(A-B)	C	D	E			
円	円	円	円	円	円	円			

(延長保育事業 特例措置分関係)									
支出予定額	寄附金	その他の収入額	差引額(A-B)	基準額	補助基本額	補助金額	備考		
A	B	C	(A-B)	C	D	E			
円	円	円	円	円	円	円			

(一時預かり事業)									
支出予定額	寄附金	その他の収入額	差引額(A-B)	基準額	補助基本額	補助金額	備考		
A	B	C	(A-B)	C	D	E			
円	円	円	円	円	円	円			

別記様式第13号を次のように改める。

様式第13号(第6条第2号関係)

補助金収支明細書

施設名 \_\_\_\_\_

(保育士等の特別配置関係)									
区分	配置保育士数	担当保育士氏名	配置月	支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額	備考
低年齢児保育保育士等特別配置費事業	人		月	円	円	円	円	円	円
			～						
加配保育士特別配置事業			～						
			～						
雇用安定・年度途中見直し受入準備保育士配置事業			～						
			～						
石護師配置事業			～						
			～						

(延長保育事業 特定分)									
支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額	備考				
円	円	円	円	円					
円	円	円	円	円					

(延長保育事業 特例措置分)									
支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額	備考				
円	円	円	円	円					
円	円	円	円	円					

(一時預かり事業)									
支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額	備考				
円	円	円	円	円					
円	円	円	円	円					



付 則

この要綱は、令和2年11月20日から施行し、改正後の草津市地域型保育施設運営補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

(令和2年11月20日揭示済み)

草津市告示第342号

令和2年度草津市保育環境改善等事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和2年11月24日

草津市長 橋 川 涉

令和2年度草津市保育環境改善等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内に所在する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第2項または同法第35条第4項の認可を受けた保育所、幼保連携型認定こども園および地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)における子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、新型コロナウイルスの感染症対策として、予算の範囲内において令和2年度草津市保育環境改善等事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、保育所等が実施する別表に掲げる事業とする。

2 補助の要件および補助金額は、別表に掲げるとおりとする。

第3条 別表の規定により算出した補助金額が実支出額よりも多額になるときは、当該額を補助金額とし、千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(交付申請書の添付書類)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 令和2年度草津市保育環境改善等事業補助金所要額調書(別記様式第1号)

(2) 収支予算書または見込書の抄本

(3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第5条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとし、その提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度4月10日までとする。

(1) 令和2年度草津市保育環境改善等事業補助金精算額調書(別記様式第2号)

(2) 収支決算書または見込書の抄本

(3) 納品日および支払日を確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(関係書類の保管等)

第6条 補助事業者等は、この要綱に基づく補助金の執行に係る納品書、領収書等の関係書類を事業実施年度の翌年から5年間保管し、市長から提出要請があった場合は、直ちに提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月24日から施行し、令和2年4月1日以降の事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条各号列記以外の部分に規定する書類の提出期限および第6条に規定する関係書類の保管期間については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第2条関係)

事業	事業の内容および補助の要件	補助金額
環境改善事業	「認可保育所等設置支援事業の実施について」(令和2年5月1日子発0501第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、保育所等における子ども用マスクおよび消毒液	保育所等1箇所当たり50万円。ただし、令和元年度に失効前の草津市保育環境改善等事業補助金交付要綱(令和2年草津市告示第60

	等の購入ならびに保育所等の消毒を行う事業（納品書、領収書等により令和3年3月31日までの完了（支払いを含む。）が確認できるものに限る。）とする。	号）の規定による補助金の交付を受けた場合は、その額を差し引いた額とする。
新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業	「滋賀県新型コロナウイルス感染症対策支援事業（児童福祉施設等）の実施について」（令和2年10月1日滋子青発第2210号滋賀県健康医療福祉部長通知）の別紙に定める「滋賀県新型コロナウイルス感染症支援対策事業（児童福祉施設分）実施要綱」に基づき保育所等における感染拡大を防止する観点から、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入等に対する支援を行うとともに、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために実施する事業（納品書、領収書等により令和3年3月31日までの完了（支払いを含む。）が確認できるものに限る。）とする。	保育所等1箇所当たり50万円。

別記

様式第1号(第4条第1号関係)

令和2年度草津市保育環境改善等事業補助金所要額調書

施設名: \_\_\_\_\_

1. 環境改善事業

対象経費総額①	寄付金その他収入額②	差引額③ (①-②)	令和元年度補助金交付額④	補助基準額⑤	補助所要額⑥ (③と⑤を比較して少ない方の額)	補助金申請額⑦

2. 新型コロナウイルスの感染拡大防止事業

対象経費総額①	寄付金その他収入額②	差引額③ (①-②)	補助基準額④	補助所要額⑤ (③と④を比較して少ない方の額)	補助金申請額⑥

様式第2号(第5条第1号関係)

令和2年度草津市保育環境改善等事業補助金精算額調書

施設名: \_\_\_\_\_

1. 環境改善事業

対象経費総額①	寄付金その他収入額②	差引額③ (①-②)	令和元年度補助金交付額④	補助基準額⑤	補助所要額⑥ (③と⑤を比較して少ない方の額)	補助金精算額⑦

2. 新型コロナウイルスの感染拡大防止事業

対象経費総額①	寄付金その他収入額②	差引額③ (①-②)	補助基準額④	補助所要額⑤ (③と④を比較して少ない方の額)	補助金精算額⑥

(令和 2 年11月24日揭示済み)

草津市告示第343号

草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和 2 年11月24日

草津市長 橋 川 涉

草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、感染症の流行や自然災害等により、学校での授業を行うことができない状況下等においても、インターネットを利用して家庭学習が可能となる環境を整備することにより、子どもたちの学習を保障することを目的に、モバイルルーター等のLTE通信機器（以下「機器」という。）を貸与する事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(利用対象者)

第 2 条 機器を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、草津市立の小学校または中学校に在学し、かつ、インターネットを利用した家庭学習が可能で環境が自宅に整備されていない児童生徒とする。

(貸与の申請)

第 3 条 機器の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭学習のための通信機器貸与

申請書（別記様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

2 前項に定める申請者は、前条に定める対象者の保護者とする。  
(許可決定等)

第 4 条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、家庭学習のための通信機器貸与決定（却下）通知書（別記様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により貸与の決定をしたときは、機器の貸与の決定を受けた者（以下「利用者」という。）を家庭学習のための通信機器貸与事業利用者名簿（以下「利用者名簿」という。）に登録するものとする。

(貸与)

第 5 条 市長は、学校長と協議の上、インターネットを利用した家庭学習を実施しようとするときに利用者に機器を貸与するものとする。

2 機器の貸与期間、通信可能期間およびデータ量は、学校長と協議の上、市長が決定し、家庭学習のための通信機器貸与期間決定通知書（別記様式第 3 号）により、利用者に通知するものとする。

3 利用者は、前項の規定により通知された貸与期間が満了したとき、速やかに市長に機器を返却しなければならない。

(費用の負担)

第6条 利用者は、機器の貸与を受けた期間の通信に要する費用を負担しなければならない。

2 機器の通信に要する費用は、別に市長が定める。

3 利用者は、前項に規定する機器の通信に要する費用を市に納付するものとし、必要に応じて学校長を通じて納付することができるものとする。

4 利用者が草津市就学援助費給付要綱（平成29年草津市告示第322号）第3条に規定する準要保護者であって市長が認めるものは、機器の通信に要する費用の負担を免除することができる。

5 前項の規定による免除を受けようとする者は、家庭学習のための通信機器貸与事業の通信費免除に係る閲覧調査承諾書（別記様式第4号）を第3条第1項に規定する利用申請の際併せて市長に提出するものとする。

(機器の管理および譲渡等の禁止)

第7条 利用者および対象者は、機器を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、故意または重大な過失により機器を亡失し、破損し、または故障させたときは、利用者がその補てんに要する費用を負担するものとする。

2 利用者は、機器を譲渡し、転貸し、その他市長が認める家庭学習の目的以外に使用してはならない。

(異動の届出)

第8条 利用者は、家庭学習のための通信機器貸与申請書の内容に変更が生じたときは、家庭学習のための通信機器貸与異動（変更）届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、利用者名簿の登録内容を変更するものとする。

(利用の停止)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、家庭学習のための通信機器貸与異動（変更）届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(1) 対象者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 機器の貸与の利用を止めるとき。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、貸与の決定を取り消し、利用者名簿から削除するものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与の決定を取

り消し、利用者名簿から削除することができる。

(1) 対象者が第2条に規定する要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2) 利用者が機器の通信に要する費用を市長が別に定める期日までに納入せず、督促を行ってもなお費用の納入がないとき。

(3) その他不適切な利用があったと認めるとき。

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年11月24日から施行する。

別記

様式第1号（第3条第1項関係）

家庭学習のための通信機器貸与申請書		年	月	日
草津市長 宛				
申請者 住所				
氏名				
電話				
(対象者との続柄)				
下記のとおり、通信機器の利用をしたいので、遵守事項を確認のうえ貸与の申請をします。				
対象者	氏名			
	学校	草津市立	学校	( 年 組)
遵守事項				
<input type="checkbox"/> 私は、善良な管理者の注意をもって機器を使用します。				
<input type="checkbox"/> 私は、機器を市長が認める家庭学習の目的以外に使用しません。				
<input type="checkbox"/> 私は、貸与期間が満了したときは、速やかに機器（付属品を含む）を返却します。				
<input type="checkbox"/> 私は、機器の通信にかかる費用を、免除される場合を除き負担します。				
<input type="checkbox"/> 私は、故意または重大な過失により機器を亡失し、破損し、または故障させたときは、その補てんに要する費用を負担します。				

様式第2号 (第4条第1項関係)

家庭学習のための通信機器貸与決定(却下) 通知書

第 号  
年 月 日

様

草津市長

年 月 日付けで申請のありました家庭学習のための通信機器の貸与について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 利用を許可します。

(1) 対象者

氏名	
学校名	草津市立 学校

(2) 通信費の負担

- 負担ください。
- 免除します。

2. 申請を却下します。

(理由)

様式第3号 (第5条第2項関係)

家庭学習のための通信機器貸与期間決定通知書

第 号  
年 月 日

様

草津市長

家庭学習のための通信機器の貸与について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 対象者

氏名	
学校名	草津市立 学校

2. 貸与期間

年 月 日から 年 月 日まで

3. 通信機器の通信可能期間とデータ量

- ・通信可能期間 年 月 日から 年 月 日まで
- ・データ量 GB

様式第4号 (第6条第5項関係)

家庭学習のための通信機器貸与事業の通信費免除に係る閲覧調査承諾書

年 月 日

草津市長 宛

家庭学習のための通信機器の利用にかかわって、通信費の免除に該当するものとして判断するにあたり、草津市就学援助費の給付認定に関する資料の閲覧調査されることを承諾します。

保護者	住所	
	氏名	
機器の貸与を受けようとする子	学校名	草津市立 学校 ( 年 組)
	氏名	

様式第5号 (第8条第1項、第9条第1項関係)

家庭学習のための通信機器貸与異動(変更) 届出書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所  
氏名  
電話  
(対象者との続柄: )

家庭学習のための通信機器の利用にかかわって、下記のとおり異動(変更)しましたので届け出ます。

記

対象者	氏名	
	学校	草津市立 学校
異動事項	変更内容	<input type="checkbox"/> 申請内容について下記のとおり変更が生じた。 
	理由	<input type="checkbox"/> 通信機器の利用を終了する。 <input type="checkbox"/> 自宅でインターネットを利用した家庭学習ができる環境を整備した。 <input type="checkbox"/> その他 ( )

(令和 2 年11月24日揭示済み)

草津市告示第344号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第78条の11第2号および同要綱第9条の規定に基づき告示する。

令和2年11月26日

草津市長 橋 川 涉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
デイサービス ぬくもり	滋賀県草津市北山 田町866番地	株式会社ソレイユ 滋賀県草津市平井 五丁目10番20号 ディオフェルティ 901号	代表取締役 沢田 知也 滋賀県守山市今浜 町2620-99琵琶湖 アーバンリゾート I 番館130号	地域密着型通 所介護 介護予防型デ イサービス	令和2年 11月30日	2590601274

(令和2年11月26日掲示済み)

草津市告示第345号

草津市公共交通運行維持対策補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和2年11月27日

草津市長 橋 川 涉

草津市公共交通運行維持対策補助金交付要綱  
(趣旨)

第1条 市長は、市内で公共交通を運行するバス事業者等が行う、新型コロナウイルス感染拡大防止対策および運行維持に要する経費に対し、予算の範囲内において草津市公共交通運行維持対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、滋賀県地域公共交通

新型コロナウイルス対策運行補助金の交付決定を受けた市内を運行するバス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者をいう。）および草津駅構内営業タクシー協議会（草津市駅前広場管理条例（昭和44年草津市条例第18号）第3条に規定する占用許可を受けた者をいう。）（以下「事業者」と総称する。）とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、別表対象経費の欄に掲げる対象経費の実支出額と同表基準額の欄に掲げる基準額に車両数または区画数を乗じて得た額のいずれか少ない方の額とする。ただし、当該補助金の対象経費について、当該補助金以外の補助金収入がある場合は、当該補助金収入の額を控除するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 事業者は補助金の交付申請をしようとするときは、規則第3条第1項の規定にかかわらず、草津市公共交通運行維持対策補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（実績）書（別記様式第2号）
- (2) 補助額計算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請書の提出により規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

（交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、草津市公共交通運行維持対策補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をもって、規則第14条に規定する補助金等の額の確定通知がなされたものとみなす。

（補助金の交付請求）

第6条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者は、草津市公共交通運行維持対策補助金交付請求書（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、交付決定の通知を受けた者が偽りその他不正な手段により補助を受けたことが明らかになったときは、交付決定を取り消し、既に交付を受けた補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

（関係書類の保存期間）

第8条 事業者は、補助事業に係る帳簿および証拠書類を、当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年11月27日から施行する。  
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第4条第1項に規定する補助金の交付申請をした事業者については、この要綱は、同日後も、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

対象事業者	区分	対象経費	基準額
滋賀県地域公共交通新型コロナウイルス対策運行補助金の交付決定を受けた市内を運行するバス事業者	新型コロナウイルス感染拡大防止対策に要する経費	事業者が実施する車両の抗菌、抗ウイルス対策、運転席仕切りカーテンの設置、駅・停留所等の衛生対策等の新型コロナウイルス感染拡大防止に資する対策に要する経費で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに支出したもの	事業者が市内で運行している事業者用自動車1両につき、100千円とする。 なお、事業者用自動車は、令和2年4月1日現在で乗合自動車として近畿運輸局へ報告している乗車定員11人以上の車両（貸切自動車として報告している車両を除く。）とする。 また、車両数の算出は、下記の算式によるものとする。ただし、コミュニティバスの運行に係るものを除く。 事業者保有台数×（事業者草津市域走行距離/事業者総走行距離）
	運行維持に要する経費	令和2年4月1日から令和2年7月31日までの間の人件費、燃料油費、修繕費、施設使用料等の運行維持に要した経費。ただし、同期間において、草津市コミュニティバス運行補助金を受ける路線の運行維持に要した経費を除く。	
草津駅構内営業タクシー協議会	運行維持に要する経費	令和2年4月1日から令和2年7月31日までの間の人	事業者が駅前広場の占用許可を受けた区画数1区画に

	件費、燃料油 脂費、修繕 費、施設使用 料等の運行維 持に要した経 費	つき、25千円 とする。
--	----------------------------------------------------	-----------------

別記  
様式第1号（第4条第1項関係）

年 月 日

草津市長 あて

住所  
名称  
代表者名 ㊟

草津市公共交通運行維持対策補助金交付申請書

草津市公共交通運行維持対策補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金  
円を交付されるよう、次の関係書類を添えて下記のとおり申請し  
ます。

関係書類

- (1) 事業計画（実績）書
- (2) 補助額計算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条第1項第1号関係）

事業計画（実績）書

1 路線別運行実績（令和2年4月1日から令和2年7月31日まで）

ア) バス事業者

路線名	運行実績（運行本数）			利用状況（乗車人数）		
	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝

イ) 草津駅構内営業タクシー協議会

会社名	運行実績（稼働台数）			利用状況（実車回数）		
	平日	土曜	日祝	平日	土曜	日祝

2 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の取り組み

様式第3号（第4条第1項第2号関係）

補助額計算書

1 対象経費

区分	予算額（実績額）	備考
新型コロナウイルス感染拡大 防止対策に要する経費①	円	
運行維持に要する経費②	円	
合計③（①+②）	円	

2 県補助金等

区分	予算額（実績額）	備考
県補助金④	円	
他市町等補助金⑤	円	
合計⑥（④+⑤）	円	

3 補助基準額

ア) バス事業者

区分	単価	基準額
車両数	100千円⑦	円⑧（⑦×⑧）
[算式] 事業者保有台数×（事業者草津市域走行距離÷事業者総走行距離）		
[積算]	両× k m /	k m
		= 両

※小数点以下切り上げ

イ) 草津駅構内営業タクシー協議会

区分	単価	基準額
区画数	2.5千円⑩	円⑪（⑩×⑪）

4 補助額（③-⑥）と⑩または⑪を比較して、いずれか少ない方の額

円

様式第4号（第5条第1項関係）

第 号  
年 月 日

様

草津市長

草津市公共交通運行維持対策補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、草津市公共交  
通運行維持対策補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交  
付を決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円



様式第5号(第6条関係)

年 月 日

草津市長 あて

住所  
名称  
代表者名 印

草津市公共交通運行維持対策補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定があった標記補助金について、草津市公共交通運行維持対策補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

<振込先金融機関>

金融機関の名称	
預貯金の種別	
口座番号	
ふりがな	
口座名義人	

(令和2年11月27日揭示済み)

草津市告示第346号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の指定代理納付者の指定の取消をしたので、草津市会計規則(平成6年草津市規則第12号)第20条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年11月30日

草津市長 橋川 渉

1 指定取消に係る指定代理納付者の名称および所在地

- (1) 名称 ヤフー株式会社
- (2) 所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定代理納付者の指定を取り消す日

令和2年12月14日

3 指定代理納付者の指定取消に係る歳入

インターネットや携帯電話、コンビニエンスストア、ペイジーを利用して納付する草津市ふるさと寄附条例(平成20年草津市条例第18号)に基づく寄附金

4 指定取消理由

サービス切替に伴う契約解除のため

(令和2年11月30日揭示済み)

草津市告示第347号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により指定代理納付者を指定したので、草津市会計規則(平成6年草津市規則第12号)第20条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年11月30日

草津市長 橋川 渉

1 指定代理納付者の名称および所在地

- (1) 名称 ベリトランス株式会社
- (2) 所在地 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

2 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットや携帯電話、コンビニエンスストア、ペイジーを利用して納付する草津市ふるさと寄附条例(平成20年草津市条例第18号)に基づく寄附金

3 指定代理納付者に代理納付させる期間

令和2年11月30日から令和3年3月31日まで

(令和2年11月30日揭示済み)

草津市告示第348号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年12月1日

草津市長 橋川 渉

- 1 送達すべき書類
  - 令和2年度 介護保険料額変更決定通知書
  - 令和2年度 第4期介護保険料督促状
  - 令和2年度 第5期介護保険料督促状
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和2年12月8日に送達  
があったものとみなす。

**令和2年度介護保険料額変更決定通知書公示送達名簿**

No.	氏名	住所
1	小林 千鶴子	滋賀県湖南市石部南四丁目9番2-3号

**令和2年度第4期介護保険料督促状公示送達者名簿**

No.	氏名	住所
1	小林 千鶴子	滋賀県湖南市石部南四丁目9番2-3号

**令和2年度第5期介護保険料督促状公示送達者名簿**

No.	氏名	住所
1	山本 治	草津市曹地町961番地2
2	木村 博	草津市西大路町10番5-254号 シャルマンコーポ
3	松本 慶得	草津市南笠東一丁目13番24号
4	二神 康彦	草津市笠山一丁目9番40号
5	吉田 幸男	草津市岡本町601番地2 三洋建設
6	野瀬 久治	草津市西大路町6番36号
7	村尾 節子	草津市東草津一丁目7番19号 ハイツ中川 103号
8	橋 治三郎	草津市大路三丁目5番12号 大路荘 5号
9	中水 龍蔵	草津市東草津一丁目6番25号
10	松嶋 幹雄	草津市東草津一丁目2番13号コーポソレイユ B棟 101号
11	山岡 照男	草津市若草二丁目13番地5
12	山口 ふちえ	草津市南笠東二丁目9番4号
13	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
14	丸山 納	草津市野路九丁目7番11-101号 ネバーランドハウス
15	中村 義裕	草津市曹地町692番地15サンハイム東草津202号
16	上間 清松	草津市草津三丁目2番6号 光マンション403号
17	小林 千鶴子	滋賀県湖南市石部南四丁目9番2-3号
18	戸塚 龍次	草津市東草津二丁目6番1-23号 睦荘 207号 内藤 様方

(令和2年12月1日揭示済み)

草津市告示第349号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項および草津市「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和30年草津市条例第5号）第2条第1項の規定により、令和元年度の決算の状況および市債の状況ならびに令和2年度上半期の執行状況を公表する。

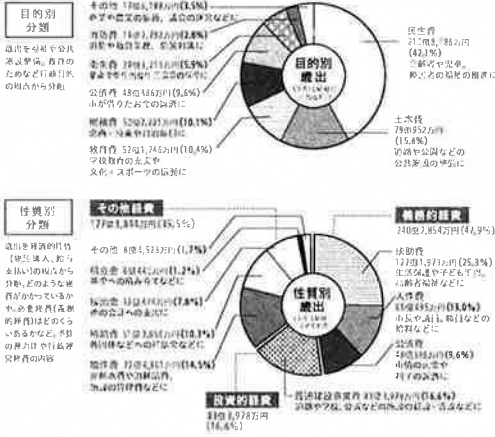
令和2年12月1日

草津市長 橋 川 涉

くさつの家計簿

【歳出】 総額 501億676万円
(支出) 前年度比 23億4,152万円増(4.9%増)

歳出を2つの観点から分類！



特別会計 特定の流入を特定の支出に充てて処理する会計です。

Table with 4 columns: 区分 (Category), 歳入 (Revenue), 歳出 (Expenditure), 差引額 (Balance). Rows include 国民健康保険, 財産区, 学校給食センター, 介護保険, 後援者会費, 地方公共企業体.

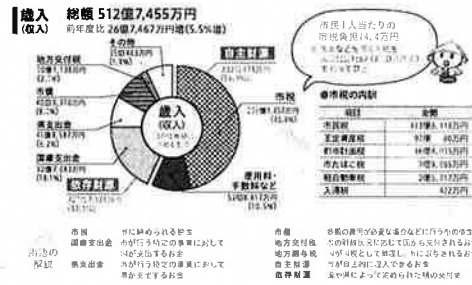
くさつの家計簿

財政課(3階) 561-2304 561-2483

市では2回、予算の執行状況や決算について公表し、皆さんの納めた税金などがどのように使われているかをお知らせしています。今回は、令和元年度の決算概要や市の財政状況についてまとめました。

令和元年度 決算状況

一般会計 一般会計は、行政の基本的な経費を、市民などを主な対象として処理する会計です。流入から歳出を引いた11億5,779万円のうち、令和2年度に繰り越した事業の対当を除いた4億7,788万円が赤字で、52年度繰越の黒字となりました。



市債(長期借入金)

主に道路や学校、下水道など、長期使用する施設を構築するときの財源の一端にします。令和元年度は、新たな借入額を返済額より少なくし、償還を減らしています。

市債償還の推移



市債残高(683.5億円)の内訳



基金

予算の不足や突発的支出、財源が不足したりするときに使います。令和元年度は、新たな基金1億4,887万円、増減基金1億4,887万円、減損基金2億4,964万円、まちづくり基金整備基金3億3,315万円など10基金

資産

土地773,676㎡、建物/基本床面積377,701㎡、有価証券1,827万円、出資金(特定)の協会や公社などへの出資金11億4,028万円

くさつの家計簿

財政指標 早期健全化基準値内に収まる良好な水準でした

財政指標とは、全国で統一されている指標で、自治体の財政の健康診断に用いられます。財政の健全性を表す4つの指標は、いずれも基準を超えておらず、市の財政運営は良好な水準です。

令和元年度決算 健全化判断比率・資金不足比率

Table with 4 columns: 区分 (Category), 内容 (Content), 草津市 (Kusatsu City), 全国平均 (全国平均), 早期健全化基準 (早期健全化基準). Rows include 実質赤字比率, 連結実質赤字比率, 実質公債比率, 借入金比率, 資金不足比率.

※1 市債と交付金などの合計額で、市の財政の健全性を示す。 ※2 この基準を超過すると、財政健全化判断比率に悪影響がある

銀行からの借り入れと、国や県からの仕送りについて

金融機関から借り入れをすることで、応急的な財源を確保するほか、大きな費用をかけて施設などを整備する期間を分散するため、将来、施設を利用する市民の皆さんにも負担を減らすことになり、世代間の公平性を保つことができます。また、支出の内訳を見ると、借金の返済をはじめとして、市には貸し渡しの決まった支出(借入)が多く、自由に使えるお金は多くありません。また、今後、人口減少や少子高齢化が進み、税収の減少や社会保障費の増大などにより、収支状況は一層厳しくなることが予想されます。

市では、将来にわたって持続的に発展していけるよう、「草津市健全化持続可能な財政運営および財政規律に関する条例」、「財政規律ガイドライン」を定めており、財政規律の確保を図るとともに、市民ニーズの変化に合わせて事業の見直しを進め、引き続き健全な財政運営の維持に努めます。



財政課(3階) 561-2304, 561-2483

草津市が、年収500万円の家計の場合

令和元年度一般会計決算の歳入・歳出を家計に例えてみます。

支出の約3分の2を、税金(市税など)や借入金(利用料・手数料など)などで賄っている。不足分は、仕送り(国庫交付金など)を当てたり、借入(市債)をしたりして、やりくりしているんだ。

Table comparing '収入(歳入) 決算額 512億7,455万円' and '支出(歳出) 決算額 501億6,767万円'. It breaks down revenue into '基本給' (Basic Salary) and '課税' (Taxes) and expenditure into '食費' (Food), '教育' (Education), '住居' (Housing), etc.

※1 国の財政の健全性を示すための指標。一般に赤字を改善するために必要

※2 返済額を返済額より少なくし、償還を減らしている

令和2年度 予算の執行状況

Table showing '令和2年度 予算の執行状況' with columns for '一般会計' (General Accounting) and '特別会計' (Special Accounting). It includes sub-tables for '歳入(歳入) 決算額 512億7,455万円' and '支出(歳出) 決算額 501億6,767万円'.

(令和2年12月1日揭示済み)

草津市告示第350号

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和2年12月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市私立認可保育所等運営補助金交付要綱(昭和59年草津市告示第96号)の一部を次のように改正する。

別表延長保育事業費の項中

「子ども・子育て支援交付金交付要綱(平成31年4月1日付け内閣総理大臣通知第249号)および滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱(令和元年7月22日付け滋賀県健康医療福祉部長通知第1604号)別表延長保育事業の項に定める補助基準額。ただし、本園と分園がある場合は、園ごとに算定する。」を

「1 特定分

子ども・子育て支援交付金交付要綱(令和2年9月24日付け内閣総理大臣通知第909号)および滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱(令和2年9月14日付け滋賀県健康医療福祉部長通知第2127号)別表延長保育事業の項に定める補助基準額とし、本園と分園がある場合は、園ごとに算定した額とする。

2 特例措置分

子ども・子育て支援交付金交付要綱(令和2年9月24日付け内閣総理大臣通知第909号)別表「利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(特例措置分)」の項中「3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」の項に定める新型

コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業における補助基準額とする。」に

改め、同表一時預かり事業の項中

「子ども・子育て支援交付金交付要綱および滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱別表の一時預かり事業の定める補助基準額。ただし、本園と分園があり、かつ、両園ともに一時預かり事業を実施する場合における分園に係る補助金の額は、年額に100分の85を乗じて得た額とする。」を

「1 一般分

子ども・子育て支援交付金交付要綱および滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱別表の一時預かり事業の定める補助基準額とし、本園と分園があり、かつ、両園ともに一時預かり事業を実施する場合における分園に係る補助金の額は、年額に100分の85を乗じて得た額とする。

2 特例措置分

子ども・子育て支援交付金交付要綱の別表「利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(特例措置分)」の項中「3 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」の項に定める新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業における補助基準額とする。」に

改め、同表備考を同表備考第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 事業に要する費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助事業により、その経費が交付される場合には、補助の対象としないものとする。別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第4条第1項第6号関係)

所要額調査書 3

施設名

(延長保育事業費関係)

支出予定額 A 円	寄付金その他の収入 B 円	差引額 (A-B) C 円	基準額 D 円	補助基本額 E 円	補助金額 円	備考
-----------------	---------------------	------------------------	---------------	-----------------	-----------	----

(延長保育事業費関係(特別措置分))

支出予定額 A 円	寄付金その他の収入 B 円	差引額 (A-B) C 円	基準額 D 円	補助基本額 E 円	補助金額 円	備考
-----------------	---------------------	------------------------	---------------	-----------------	-----------	----

(一時預かり事業)

支出予定額 A 円	寄付金その他の収入 B 円	差引額 (A-B) C 円	基準額 D 円	補助基本額 E 円	補助金額 円	備考
-----------------	---------------------	------------------------	---------------	-----------------	-----------	----

(一時預かり事業(特別措置分))

支出予定額 A 円	寄付金その他の収入 B 円	差引額 (A-B) C 円	基準額 D 円	補助基本額 E 円	補助金額 円	備考
-----------------	---------------------	------------------------	---------------	-----------------	-----------	----

別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号(第4条第1項第10号関係)

一時預かり事業調査書

(1) 一般型

対象児童の区分	延 利 用 児 童 数													補助基準額	備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計			
4時間未満 (①)	0歳児	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	
	1・2歳児															
	3歳以上児															
	合計															
4時間以上 (②)	0歳児															
	1・2歳児															
	3歳以上児															
	合計															
合計 (①+②)	0歳児															
	1・2歳児															
	3歳以上児															
	合計															

(2) 幼稚園型 I

施設の年間実施日数	日
平日	日
長期休業日	日

在籍園児 年間延べ利用人数										特別な支援を要する児童
平日			長期休業日(8時間未満)			長期休業日(8時間以上)				
長時間			長時間			長時間				
2時間未満	2~3時間	3時間以上	2時間未満	2~3時間	3時間以上	2時間未満	2~3時間	3時間以上		

(3) 実施施設の状況

定員	現員	保育室の状況		一時保育事業用保育室	一時保育事業担当保育士等
		部屋数	面積		
人	人		m <sup>2</sup>	n <sup>2</sup>	
			新		
			既		

(4) 経費および収入

この事業に対する保育所等の支出 予定額および項目	寄付金その他の収入額	利用料等の単価	備考
	円	利用料 食事代 その他	

別記様式第13号を次のように改める。

様式第13号(第6条第2号関係)

施設名 \_\_\_\_\_

補助金収支明細書

(保育費)

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

(障害児入所保育所等保育士等特別配置費)

対象児童数	専任保育士等	保育士等配置	支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
人		月	円	円	円	円	円
		~					
		~					
		~					

(保育士等の特別配置関係)

区分	配置保育士等の人数	担当保育士等の氏名	配置月	支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
低年齢児保育保育士等特別配置事業	人		月	円	円	円	円	円
			~					
			~					
			~					
			~					
加配保育士等特別配置奨励費			~					
			~					
雇用安定・年度途中児童受入準備保育士等配置費			~					
			~					
調理員等特別配置費			~					
			~					
(定数調理員)			~					
			~					
			~					
看護師等費			~					
			~					

(延長保育事業)

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

(延長保育事業(特例措置分))

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

(一時預かり事業)

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

(一時預かり事業(特例措置分))

支出済額	補助基準額	要補助額	受入済額	差額
円	円	円	円	円

別記様式第18号を次のように改める。

様式第18号

※掲載時の状況

定員	現員	保育室の状況		一時保育 事業用保育室	一時保育 事業担当保育士等
		部屋数	面積		
人	人		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			新		
			既		

(4) 経費および収入

この事業に対する保育所等の支出 予定額および科目	寄付金その他の収入額	利用料等の単価	備考
	円	利用料 食事代 その他	

付 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

(令和2年12月1日掲示済み)

草津市告示第351号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年12月1日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

- (1) 市・県民税督促状 24件
- (2) 軽自動車税（種別割）督促状 2件
- (3) 国民健康保険税督促状 37件
- (4) 差押調書（謄本） 3件
- (5) 配当計算書（謄本） 6件

計72件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和2年12月8日に送達があったものとみなす。

件数	氏名	住所	市・県民税	緑自動車税(種別別)	国民健康保険税
1	DOAN THI HOAI DIEP	草津市野村五丁目10番1-103号 芝田マンション	令和2年度第2期		
2	橋山 孝次	草津市野村七丁目16番6-308号 アネックスY	令和2年度第2期		
3	清原 良幸	草津市山崎町1166 山崎住宅 4020号	令和2年度第2期		
4	坂 真之助	草津市南本町1000番地5 坂真家	令和2年度第2期		
5	高田 貴	草津市南本町四丁目3番地1 エンドフォンテ305号	平成31年度第4期		
6	清原 良幸	草津市野村町401番地 レオハリス SPECCHIO 203号	令和2年度第2期		
7	藤原 遼子	草津市野村東五丁目2番2-20 マリーベル南草津 312	令和2年度第2期		
8	ARRURI SATHYANARAYANA	インド	令和2年度第2期		
9	RAMKRISHNA BHARATH	インド	令和2年度第2期		
10	MUHAMAD DICKY EFFENDI	インドネシア	令和2年度第2期		
11	SRICHANLA PONGSIT	タイ	令和2年度第2期		
12	井上 トモ子	ベトナム	令和2年度第2期		
13	DINH THI DONG PHUONG	ベトナム	令和2年度第2期		
14	DO DUC ANH	ベトナム	令和2年度第2期		
15	PHAM THI NHU QUYNH	ベトナム	令和2年度第2期		
16	TRUONG THI THAT	ベトナム	令和2年度第2期		
17	NGUYEN DANH HIEN	ベトナム	令和2年度第2期		
18	PHAM BAO TRUNG	ベトナム	令和2年度第2期		
19	NGUYEN TUAN LINH	ベトナム	令和2年度第2期		
20	NGUYEN HOANG TIEN	ベトナム	令和2年度第2期		
21	HEW TZE VIJEN BRIAN	マレーシア	令和2年度第2期		
22	HU BAO YUAN 胡 寶淵	中国	令和2年度第2期		
23	OMAR SUMAYA	南アフリカ共和国	令和2年度第2期		
24	MARCELLO BENJAMIN JOHNSON	米国	令和2年度第2期		
1	井澤 純一	草津市南草津一丁目3-3 ティア・モール 601		令和2年度全期	
2	RAMALHO JOSE GOMES	東京都江東区豊田町146番地4 アオハリス202号		令和2年度全期	
1	松原 好守	草津市駒井町126番地4			令和2年度第4期
2	加賀谷 朝寛	草津市山崎二丁目7番50-311号 YOSHIDAハイワ			令和2年度第4期
3	岡村 博昭子	草津市野村七丁目14番10-308号 シダナス イータ			令和2年度第4期
4	一井 孝文	草津市上笠四丁目3番29号 センチュリーハイム本村 1201号			令和2年度第4期
5	吉田 博	草津市上笠二丁目17番6-304号 アーバス草津			令和2年度第4期
6	橋本 茂夫	草津市荻竹町3番14号 ハイムナカハラ 302号			令和2年度第4期
7	三田 淳	草津市大橋二丁目15番39号			令和2年度第4期
8	鶴井 薫子	草津市東草津二丁目9番33-403号 プリムヴェール			令和2年度第4期
9	HORNBUCKLE CHARLES ROY	草津市草津町1669番地1-106 レオハリスレオスバル			令和2年度第4期
10	JIANG HAOWEN 梁 浩文	草津市青地町270番地3 サンクワイートハヤシ管轄内 1709号			令和2年度第4期
11	井澤 トモ弘	草津市東分町三丁目2番26号			令和2年度第4期
12	松本 博	草津市大田町854番地117棟2号			令和2年度第4期
13	LI YITIAN	草津市東久保一丁目2番11-201号 アセンブル			令和2年度第2期
14	LI YITIAN	草津市東久保一丁目2番11-201号 アセンブル			令和2年度第3期
15	LI YITIAN	草津市東久保一丁目2番11-201号 アセンブル			令和2年度第4期
16	ZHANG SICHENG	草津市東久保四丁目8番55-305号 野路一書館			令和2年度第2期
17	LI HUAJING	草津市野村東四丁目13番8-107号 アンドエント			令和2年度第4期
18	小暮 一浩	京都府山科区西野原17番地34			令和2年度第4期
19	WANG JIELEI 王 潔潔	草津市野村九丁目10番1-204号 ハイム山田IV			令和2年度第4期
20	橋本 博男	草津市野村九丁目14番1-303号 ALTA南草津ビュー			令和2年度第4期
21	橋本 功	草津市野村九丁目14番1-407号 ALTA南草津ビュー			令和2年度第4期
22	渡辺 嘉文	草津市野村八丁目21番5-207号 PALACIO-KI			令和2年度第4期
23	渡野 篤人	草津市矢橋町105番地1-523号 カーサ・ソラツツオ			令和2年度第4期
24	須藤 賢治	草津市矢橋町1524番地14			令和2年度第4期
25	橋本 ジョアン カブロン	草津市矢橋町23番地60-203 サンシャイン医構			令和2年度第4期
26	山西 美穂	草津市南草津三丁目16番10号			令和2年度第4期
27	GE JUNKAI	草津市山崎一丁目9番9-107号 笠山清水マンション			令和2年度第4期
28	NGUYEN THI MINH HUYN	草津市笠山三丁目1番19-201号 シティハイム笠山			令和2年度第4期
29	ZHANG YUANDONG	草津市笠山四丁目2番46-1904号 ライズワールド IHARA			令和2年度第4期
30	DINH THI DONG PHUONG	ベトナム			令和2年度第3期
31	MA NING	中国			令和2年度第4期
32	ZHAO XINMING	中国			令和2年度第4期
33	WU HAO	中国			令和2年度第3期
34	WU HAO	中国			令和2年度第4期
35	LI QI	中国			令和2年度第3期
36	LI QI	中国			令和2年度第3期
37	ZHAO ZHAO	中国			令和2年度第4期

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	藤田 市	草津市追分一丁目5番29号ルネ・アン20F	発番 令和2年10月14日 草納発第1136号
2	FLOER GERONIMO TANGUB	フィリピン	発番 令和2年10月16日 草納発第1144号
3	上 宏輝(嘱)	出国	発番 令和2年10月27日 草納発第1179号

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	藤田 市	草津市野路東四丁目13番10-2011号アートプラザ野路	発番 令和2年10月26日 草納発第1195号
2	ZHU MING ZHU	草津市東久保四丁目14番6-1501号スチューデントIIROSE	発番 令和2年10月26日 草納発第1201号
3	FLOER GERONIMO TANGUB	フィリピン	発番 令和2年10月27日 草納発第1202号
4	XIE MENG YING	草津市東久保四丁目14番6-1533号スチューデントIIROSE	発番 令和2年10月27日 草納発第1203号
5	西出 昂平	草津市笠山一丁目9番地34 イタニティ・イハラ 1006号	発番 令和2年11月2日 草納発第1216号
6	上 宏輝(嘱)	出国	発番 令和2年11月11日 草納発第1259号

(令和2年12月1日掲示済み)

公 告

公 告

草津市追分町財産区財産売却に係る公募型プロポーザル

下記草津市追分町財産区財産の活用について、公募型プロポーザル方式による提案書を募集するので、次

のとおり公告する。

令和2年11月16日

草津市追分町財産区管理者

草津市長 橋 川 渉

1 募集の概要

草津市追分町財産区財産(一ツ池)について、民



間事業者等のノウハウ・技術を導入して地域の活性化と雇用の創出に有効活用するための、下記「開発に係る条件」を遵守した土地活用の事業提案を募集する。

開発に係る条件

- (1) 住宅系（分譲住宅、共同住宅など）以外の用途に供すること。
  - ① 準工業地域であることから、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する事業展開とすること。
  - ② 草津市都市計画マスタープランで定める住工共生地であることから、居住環境との調和が図りやすい都市型産業とすること。
  - ③ 工場や研究所を想定すること。
- (2) 契約締結の日から起算して2年以内に提案事業の用に使用するため都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく開発許可申請を行うこと。
- (3) 契約締結の日から起算しておおむね5年以内に提案事業の用に使用すること。
- (4) 草津市河川課と協議の上、売買物件に流入する雨水排水等の対策を行うこと。
- (5) 開発工事の着工までの間、地元町内会と協議のうえ近隣住民に迷惑をかけることのないよう適正な維持管理（除草、進入防止柵等の安全対策、流入流出の管理）を行うとともに、東側堤の一部について、堤体内部が洗掘されていることが見込まれることから、契約後速やかに一部堤の切下げ改修工事を実施すること。
- (6) この土地の整備にあたっては、都市計画法、草津市開発行為の手続および基準等に関する条例（平成24年草津市条例第7号）等関係法令・基準等を遵守すること。

2 物件の概要

	所在地	地目	面積	備考
土地	草津市追分南二丁目字鴨田1202番	(登記)ため池	(登記)	
		(現況)ため池	19,682㎡ (実測) 19,682.73㎡	

3 最低売却価格 318,000,000円

4 選定方法等

草津市追分町財産区財産売却に係る公募型プロポーザル募集要項に定める期日までに事業提案に係る関係書類の提出を求め、草津市が設置する審査委

員会が、優先活用候補者を決定する。その決定を踏まえ、草津市が、優先活用候補者と土地売買契約に関する協議を行い、契約における条件等の合意がなされた場合は、契約手続きを行う。

5 スケジュール

日程	内容
令和2年11月16日～ 12月22日	公告・募集要項の配布 (市ホームページに掲載)
11月16日～12月22日	事業提案エントリーシート の受付
11月16日～12月10日	質問書の受付
12月23日～ 令和3年1月18日	事業提案書の受付
1月下旬～	審査の実施 優先活用候補者の決定 売買契約の締結

6 応募

(1) 応募資格

応募は、単独または共同（複数）で行うことができる。

- ① 応募できる者は、日本国内で法人登録をしている法人で、長期的に継続した運営ができる十分な資金力と経営能力、優れた企画力を有し、かつ、計画の実現について過去の経歴および実績ならびに社会的信用を有する者とするため、次の要件に該当する者は応募することはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 法人税、消費税および地方消費税等、法人として賦課される公租公課を滞納している者  
ウ 破産、民事再生、会社更生、会社（私的）整理、特別清算もしくはこれらに類する倒産手続開始を第三者から申し立てられた者、自ら申し立てた者または自ら申し立てる予定がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または次のいずれかに該当する者。なお、法人の役員が次のいずれかに該当する場合も含む。

(ア) 暴力団員でなくなった日から5年を経過

- していない者
- (イ) 当該物件を暴力団事務所またはその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
- (ウ) 法人の役員等が暴力団員である者または暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- (エ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を得る目的または第三者に損害を加える目的で暴力団または暴力団員を利用している者
- (オ) 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力または関与している者
- (カ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員に該当する者
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する者
- キ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状態が不健全であると判断される者
- ク 前記(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて応募しようとする者
- ケ 前記(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者を契約の締結または契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用する者
- コ 当該物件を転売・賃貸をする目的で事業提案をする者（共同事業体での転売・賃貸はこの限りでない。）
- サ その他市が特別な理由で不適格と判断する者
- ② 共同事業体として複数の法人が共同で事業提案をする際は、次の事項に留意すること。
- ア 共同事業体の名称を設定し、共同事業体の代表となる法人（以下「代表事業者」という。）を定めること。なお、代表事業者の変

更は、従前の代表事業者に代えて、市および当該事業者を構成員とする共同事業体内の他の法人全員の承認により、残存する法人のうちいずれかを代表事業者とすることができ

る。

イ 共同事業体を構成する全ての法人について、上記応募資格要件を満たしていない法人が含まれる場合、事業提案を応募することはできない。

ウ 契約の相手方は、原則として代表事業者とするが、申し出により当該事業者を構成員とする共同事業体内の他の法人とすることができる。また、申し出により共同事業体を構成する法人の全部または一部の共有として契約することができる。

エ 単独で応募された事業者は、共同事業体を構成する事業者になることはできない。また、同一事業者が複数の共同事業体を構成する事業者になることはできない。

③ 応募した者が、次のいずれかに該当する場合は、応募資格を失うものとする。

ア 申込みに必要な書類等に虚偽の記載をした場合

イ 申込期間内に申込みに必要な書類を提出しなかった場合

ウ 募集要項の規定に違反すると認められる場合

エ 公正な競争を妨げまたは不正の利益を得るために連合したと認められる場合

オ その他不正な行為を行ったと認められる場合

(2) 応募手続き

① 応募に関する注意事項

ア 応募者は、事業提案書の提出をもって、募集要項の記載条件を全て承諾したものとみなす。

イ 事業提案に必要な費用は、全て応募者の負担とする。

ウ 応募者が事業提案書を提出した後は、提案内容の追加および変更は認めないものとする。ただし、共同事業体での事業提案において、やむを得ない事情により共同事業体を構成する事業者を変更または追加する場合で、本市が承諾した場合に限り、これを認める。

エ 応募者が提出した事業提案書等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は事業提案書の公表、展示など必要と認める用途に用いる場合、将来にわたり無償で使用できるものとする。また、応募者が市へ提出した事業提案書は返却しないものとする。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

オ 応募者は、事業提案エントリーシートの提出から契約締結までの期間、自らの提案内容を公表および宣伝することはできない。

② 募集要項等の配布（市ホームページでも公開）

ア 配布物 草津市追分町財産区財産売却に係る公募型プロポーザル募集要項および様式

イ 配布期間 令和2年11月16日（月）～12月22日（火）  
午前9時～午後5時  
※草津市の休日を含める条例（平成2年草津市条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「閉庁日」という。）を除く。

ウ 配布場所 草津市総務部総務課  
〒525-8588  
滋賀県草津市草津三丁目13番30号  
電話番号：077-561-2305

(3) 事業提案エントリーシート

応募者は、事業提案をする前に事業提案エントリーシートで申込みを行うものとする。事業提案エントリーシートおよび添付書類に基づき、事業用途および参加資格を審査し、その結果を事業者へ通知する。なお、その結果により、その後の事業提案ができない場合があるものとする。

- ① 提出期限 令和2年12月22日（火）午後5時必着  
※閉庁日を除く。
- ② 提出方法 草津市総務部総務課へ持参すること。

③ 提出書類（共同事業体の場合は構成する法人の全てのもの）

- ア 事業提案エントリーシート
- イ 法人の履歴事項証明書
- ウ 法人の定款または規約、概要がわかるパンフレットなど
- エ 未納がないことを示す市区町村税の納税証明書（本社所在地）課税税目全て
- オ 決算書類
- カ 誓約書

④ 審査に関する質問や異議には一切応じないものとする。

(4) 事業提案書

① 物件の活用については、具体的な計画を伴った実現可能なものとし、短期的、暫定的ではなく、長期的、恒常的なものとする。また、下記の事業・用途は認めないものとする。

- ア 開発に係る条件に適合しない用途
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する事業または用途
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当する者が関係する事業または用途
- エ 宗教活動、政治活動または選挙活動を目的とした事業または用途
- オ 騒音や振動等、近隣住民の迷惑となる事業または用途
- カ 産業廃棄物処理または産業廃棄物保管を目的とした事業または用途
- キ その他公益を害するおそれのある事業または用途

② 地域振興および地域活性化の一助となるような事業提案とすること。

③ 地域住民との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への影響に配慮すること。

④ 事業提案書の受付および提出書類

- ア 受付期間 令和2年12月23日（水）～令和3年1月18日（月）  
※閉庁日を除く。
- イ 受付時間 午前9時～午後5時
- ウ 提出方法 草津市総務部総務課へ持参すること。

## エ 提出書類

## (ア) 事業提案書

## (イ) 添付書類

- A 法人印鑑証明書（共同事業体の場合は構成する法人の全てのもの）
- B 資金計画書
- C 事業工程表
- D 収支計画書
- E 土地利用計画図
- F その他提案に必要となる書類

## オ 提出部数

- (ア) 事業提案書 原本：1部、副本：5部
- (イ) 添付書類 原本：1部、副本：5部
- (ウ) 電子データCD（PDF形式）

## カ 事業提案書作成にあたっての留意事項

- (ア) 事業提案書作成にあたっては草津市追分町財産区財産売却に係る公募型プロポーザル募集要項を参照すること。
- (イ) 事業提案の対象範囲は、物件調査で示す範囲とし、一部だけを利用する提案はできない。
- (ウ) 関係法令に適合し、市が定める指針、基準等を遵守すること。

## 7 審査

## (1) 審査方法および選定

- ① 市が設置する審査委員会が、優先活用候補者の選定を行うものとする。
- ② 審査委員会は非公開とする。
- ③ 審査委員会は、1次審査、2次審査の2段階で行い、優先活用候補者となる第1位優先活用候補者と第2位優先活用候補者の選定を行うものとする。  
1次審査…事業提案書および提出された書類の審査  
2次審査…1次審査を通過した応募者がプレゼンテーションを行い、事業提案書およびプレゼンテーションの内容に基づき評価  
※審査委員会の実施日時や審査方法等は、応募者に対して個別に連絡する。
- ④ 事業提案者からのプレゼンテーションを求めない場合があるものとする。
- ⑤ 事業提案書の内容に基づき、実現可能で将来にわたり継続的な事業化などについて、下記の

審査項目と評価点により審査を行うものとする。

## (2) 審査

審査の結果、提案に対する評価点の合計を基に、審査委員会の委員の合議により第1位優先活用候補者および第2位優先活用候補者を選定する。

## (3) 審査結果の通知

各応募者に対して審査結果を通知する。

## (4) 公募型プロポーザル方式による活用事業提案の執行中止

公募型プロポーザル方式による活用事業提案において、公正な競争が妨げられていると認められる場合は、公募型プロポーザル方式による活用事業提案を中止する。

## (5) その他

- ① 応募者数や提案内容により優先活用候補者を決定しない場合がある。
- ② 事業提案書等、提出された書類・資料は返却しない。
- ③ 事業提案書等、提出された書類・資料は本件事務以外の用途には使用しない。

## 8 契約

## (1) 契約に向けた協議

- ① 契約に向けた協議を行える契約交渉権を第1位優先活用候補者、第2位優先活用候補者の順に与える。
- ② 協議内容は、事業内容、契約の形態および条件などとする。
- ③ 第1位優先活用候補者が契約を辞退した場合または第1位優先活用候補者との協議が不調となった場合は、第2位優先活用候補者と契約に向けた協議を行うものとする。
- ④ 協議にあたっては、協議の担当者を選任する旨の書類の提出を求めます。また、提出にあたっては法人（共同提案の場合は構成する法人の全て）から担当者とする旨の書類を添付するものとする（任意様式）。
- ⑤ 草津市追分町財産区財産売却に係る公募型プロポーザル募集要項の「契約における条件等」に基づき協議を行うものとする。
- ⑥ 協議内容は、双方で、協議録を作成し、履歴として残すものとする。

## (2) 契約手続き

- ① 優先活用候補者と協議の結果、契約の形態、

契約金額など「契約における条件等」の合意がなされた場合は、契約手続きを行うものとする。

② 契約手続きは、草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）の規定に基づき行うものとする。

③ 契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第3条の規定により草津市議会の議決を得られたとき、本契約とする。このため、議会の議決が得られないとき契約は無効となり、草津市追分町財産区は損害賠償は負わないものとする。

9 プロポーザルおよび契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号  
草津市総務部総務課財産管理係  
TEL：077-561-2305 FAX：077-561-2483  
Email：somu@city.kusatsu.lg.jp

（令和2年11月16日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年11月20日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市新浜町138番地1 ヒルズ イッセイ II 206号 関口 隆志	草津市南山田町字里中806番 5 外2筆	261.90㎡	令和2.11.20	1506

（令和2年11月20日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
 を交付した。

令和2年11月20日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市矢倉一丁目7番20-207号 メゾン久保 山本 陽平、山本 裕美	草津市駒井沢町字門前239番 7	176.86㎡	令和2.11.20	1507

(令和2年11月20日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
 を交付した。

令和2年11月20日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
栗東市小柿十丁目6番18-202号 メゾン ペルルドール 大前 正徳	草津市駒井沢町字門前239番 8 外1筆	270.43㎡	令和2.11.20	1508

(令和2年11月20日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
 を交付した。

令和2年11月20日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市平井二丁目12番12-101号 ヌーヴェルシャトー 窪田 一平、窪田 詩津佳	草津市駒井沢町字門前239番 6 外1筆	270.78㎡	令和2.11.20	1509

(令和2年11月20日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了  
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項  
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対  
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証  
 を交付した。

令和2年11月20日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
福井県福井市菅谷2丁目14番21号 グレースフィーノA棟202 佐藤 達也	草津市駒井沢町字門前239番 1	176.72㎡	令和2.11.20	1510

(令和2年11月20日揭示済み)

## 公 告

## 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和 2 年11月30日

草津市長 橋 川 渉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 2 縦覧の期間 令和 2 年11月30日から  
令和 2 年12月28日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

（令和 2 年11月30日揭示済み）

## 公 告

## 地区計画の原案の縦覧について

下物町地区計画および東海道草津宿本陣地区計画の原案を作成したので、草津市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和63年草津市条例第20号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

令和 2 年11月30日

草津市長 橋 川 渉

- 1 地区計画の種類  
都市計画法第12条の4第1項第1号 地区計画
- 2 地区計画の名称
  - (1) 下物町地区計画
  - (2) 東海道草津宿本陣地区計画
- 3 地区計画を定める位置および区域
  - (1) 草津市下物町の一部
  - (2) 草津市草津一丁目の一部、草津二丁目の一部
- 4 縦覧場所  
草津市草津三丁目13番30号  
草津市都市計画部都市計画課
- 5 縦覧期間  
令和 2 年12月1日（火）から令和 2 年12月14日（月）まで
- 6 その他

当該地区計画の原案について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、草津市長に意見書を提出することができる。

（令和 2 年11月30日揭示済み）

## 教育委員会告示

## 草津市教育委員会告示第22号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年12月 1 日

草津市教育委員会

教育長 川那邊 正

- 1 期 日 令和 2 年12月24日（木） 午後 3 時00分
- 2 場 所 教育委員会室

（令和 2 年12月 1 日揭示済み）

## 選挙管理委員会告示

## 草選委告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和 2 年12月 1 日現在において、次のとお



りである。

令和2年12月1日

草津市選挙管理委員会  
委員長 馬場 敏一

50分の1の数 2,185人

6分の1の数 18,208人

3分の1の数 36,416人

(令和2年12月1日揭示済み)

